

平成 2 5 年

第 4 回市議会定例会 議案第 2 2 号

函館市入港料条例の一部改正について

函館市入港料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市入港料条例の一部を改正する条例

函館市入港料条例（昭和 5 2 年函館市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「1 円 1 3 銭」を「1 円 1 6 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、外航船舶以外の船舶の入港料について消費税等相当分を改定するため